



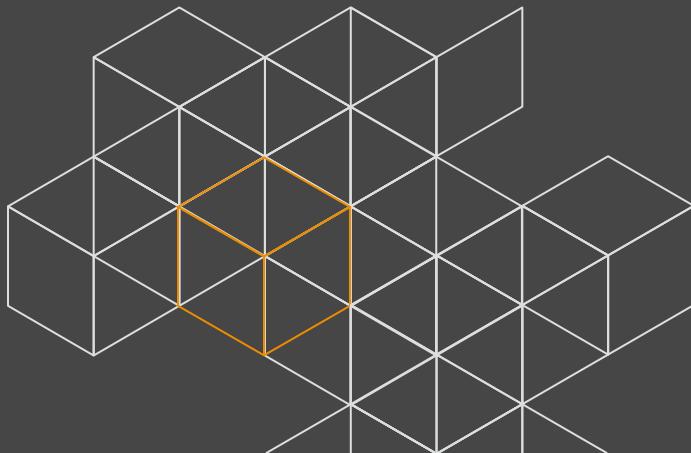
PwCベトナムニュースブリーフ



新VAT法



[詳しくはこちら](#)



ご一読ください

2024年11月26日、ベトナム国会は
2025年7月1日に施行される新VAT法
48/2024/QH15を承認しました。

新VAT法の主な変更点は以下の通りです。

詳細



1. 「納税者」の定義の拡大

- ベトナムに恒久的施設を持たず、電子商取引またはデジタルプラットフォーム上で事業を行っている外国のサプライヤー、およびプラットフォームを運営し、外国のサプライヤーに代わって税金を源泉徴収および申告している外国の組織が追加される。
- 電子商取引市場プラットフォーム、デジタルプラットフォームを運営し、当該プラットフォーム上で事業を行っている世帯や個人に代わって源泉徴収・申告を行う組織が追加される。

2. 税率

0%:

- 財務省が提案した当初のVAT法案では、特定の海外サービス（ベトナム国外で使用される輸送手段のレンタル、国際輸送に直接または代理店を介して使用される航空または海上関連サービスのみを含む）のみに、VAT0%の適用が限定されていた。しかし、最終的に新VAT法では、外国の事業体に販売され、ベトナム国外で消費される商品やサービスがVAT0%の対象とされている。
- 非関税地域の組織に販売または直接提供され、その地域で消費される商品およびサービスが、VAT0%の対象となるためには、輸出生産活動に直接寄与する目的を果たす必要がある。この要件は、VAT0%が適用される活動の範囲に制限があることを強調している。

- その他の輸出商品およびサービスには、国際輸送、海外で使用するための輸送手段のリース、外国企業に提供されるデジタルコンテンツで、ベトナム国外での消費を証明する文書を有するものなどが含まれる。

5%:

- 5%の税率対象となる商品およびサービスのグループ数を削減（映画制作、輸入、配信などの削除）。
- 肥料製品、漁船、農業生産に使用される特殊な機械および設備が、VAT非課税からVAT5%に変更される。

10%:

- ベトナムに恒久的施設を持たず、ベトナム国内の組織や個人と電子商取引やデジタルベースのビジネス活動を行う外国サプライヤーに適用されるVAT税率が、5%から10%に変更される。これにより、外国サプライヤーのVATコストが増加することになる。
- 保管サービスは、VAT非課税からVAT5%に変更される。



詳細



3. VAT免除

- VATが免除される商品およびサービスのグループ数を削減（肥料、農業用の特殊な機械・設備、保管サービスなどの削除）。
- VAT免除の対象となる個人事業主、世帯の年間収入基準額を1億ベトナムドンから2億ベトナムドンに引き上げられる。
- 事業運営や行政手続きの困難を解消するために、いくつかのVAT免除対象とされる商品・サービスに関するガイダンスを修正または追加している。例えば、以下が該当する。
 - 51%の閾値を削除し、天然資源および鉱物から加工され、輸出が奨励されていないか輸出制限の対象となる輸出製品のリストに置き換えられる。
 - 「コンピューター ソフトウェア」は「法律および規制に準拠したソフトウェア製品およびソフトウェアサービス」に置き換えられる。
 - 資本移転には、投資プロジェクトの譲渡、または資産の売却が含まれない。

4. 課税対象

- 特定の商品およびサービスの課税価格の算定を修正する（プロモーションに使用される商品およびサービス、不動産事業活動、カジノサービス、賞金付きビデオゲームなど）。

5. VAT負債の計上時期

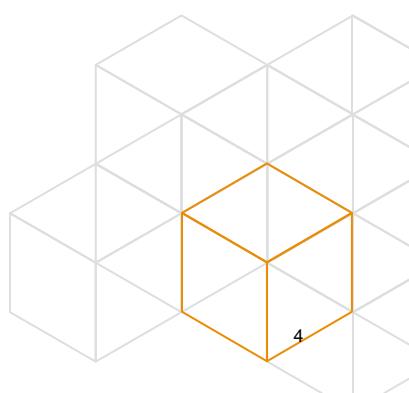
- VATの計上時期を法的に明確化する（これまで政令や通達によってのみガイドされていた）。
- 商品のVATの計上時期を補足する（つまり、所有権または使用権の移転時に加えて、請求書の発行日も含まれる）。

6. インプットVAT控除

- 非現金支払いの閾値を撤廃。ただし、閾値は政令や通達で規定される可能性がある。

7. VAT還付

- 投資段階における事業拡張投資について、支払VATの累計額が3億ベトナムドンを超える場合、VAT還付が認められる。
- 投資プロジェクトを有する企業がVAT還付を申請できる期限は、投資プロジェクト、投資フェーズ、または投資単位が完了した日から1年以内である。
- VAT5%が適用される商品やサービスの生産、条件付きセクターまたは定款資本金が拠出されていない投資プロジェクト、輸出向け商品・サービスなど、特定のケースの納税者に利益をもたらすようにVAT還付規定を改正している。
- 所有权の変更、企業形態の変更、合併、統合、分離、分割に関して、VAT還付対象から除外されている。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。



ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com

ホーチミンオフィス：



塚本 裕之 / Hiroyuki Tsukamoto
マネージャー
+84 76 471 6470
tsukamoto.hiroyuki@pwc.com



小暮 寛之 / Hiroyuki Kogure
シニアマネージャー
+84 32 543 6850
kogure.hiroyuki@pwc.com



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



www.pwc.com/vn

